

組合員・利用者の皆さま

令和4年11月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和4年11月に共済にご加入いただいた契約の共済掛金の立替払いを行う共済事業に係る不祥事件が発生しております。当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和5年11月21日に策定した「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆さまに対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. ライフアドバイザー（以下、LA）の管轄外顧客対応の制限（支所をまたぐ契約の業務対応ルールの徹底）

令和5年4月より推進業務と保全業務の分担を明確にし、保全業務は支所をまたぐ業務を行わないよう牽制機能が適正にはたらくルールを定め、業務運営をしております。

2. 活動日報の検証制度の強化

LAの活動管理の徹底に向けて、役席者が活動日報を日々検証するとともに、疑問点・不審な点等があった場合にはその内容を都度ヒアリングにより確認しております。

また、令和5年2月より集金を伴う業務については、LAに対し活動内容および収納が適正に行われているかの確認を不定期（月1回以上）かつ無通告で実施しております。

3. コンプライアンス意識の醸成

全役職員を対象にコンプライアンス研修を年1回開催しております。

令和5年4月より本事案の内容を踏まえコンプライアンス違反が生じた際における影響について周知を行っております。また、LAおよびその役席者に対しては月例開催の会議体においてコンプライアンス研修会を実施しております。

4. 内部監査体制の確立（無通告による共済業務不祥事再発防止履行状況の確認）

不祥事件の再発防止および法令遵守態勢の整備に向け内部監査部門による共済業務取扱支所に対する無通告監査を年1回実施するなど、令和5年4月より内部監査体制を強化しております。

以上

グリーン長野農業協同組合
代表理事組合長 栗林 和洋